附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　鉄道事業者は、この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（第三項及び第五項において「新令」という。）第三十二条第二項の規定が適用される鉄道車両（同項に規定する新幹線鉄道の用に供するものを除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものについて、地方運輸局長に同項の規定の全部又は一部の適用の除外を申請することができる。

一　この省令の施行前に製造に係る契約が結ばれたものであること。

二　令和五年六月三十日前に当該鉄道事業者に引き渡されるものであること。

三　当該鉄道事業者がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものであること。

2　前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　車種及び記号番号

三　車両番号

四　使用区間

五　製造に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者に引き渡される年月日

六　認定により適用を除外する規定

七　認定を必要とする理由

3　地方運輸局長は、第一項の規定による申請があった場合において、鉄道事業の円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあることその他の新令第三十二条第二項の規定の全部又は一部を適用しないことについて相当な理由があると認めるときは、同項の規定のうち適用しないこととするものを指定して、その認定をするものとする。

4　前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

5　第三項の認定を受けた鉄道車両については、新令第三十二条第二項の規定の全部又は一部（第三項の規定により指定されたものに限る。）は、適用しない。

6　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三項の認定を取り消すことができる。

一　認定の取消しを求める申請があったとき。

二　第四項の規定による条件に違反したとき。

7　前各項の規定は、軌道車両について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第五項中「第三十二条第二項」とあるのは「第三十四条又は第三十五条において準用する第三十二条第二項」と、第一項から第三項まで及び前項中「地方運輸局長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

## ○国土交通省令第三十八号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第六十四条第四項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する権限を定める省令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第六十四条第四項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する権限を定める省令

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

## ○環境省令第十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十三条及び第六十条の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

環境大臣　山口　壮

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。